

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書について、行政文書不開示決定を取り消し、改めて、本件異議申立ての対象となった行政文書に記載されている情報のうち、次の情報については開示すべきである。

- 1 「西楽寺池水利組合員名簿兼臨時総会出席調」のうち、組合員の氏名を除く情報
- 2 「西楽寺池水田一覧表」のうち、『耕作者名』欄に記載されている氏名を除く情報
- 3 「西楽寺池水利権者・耕作農地一覧表」のうち、耕作者の氏名及び住所並びに『備考』欄に記載されている情報を除く情報

## 第 2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 21 年 3 月 23 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「西楽寺池に係る水利組合員（入会員）名簿」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象となる行政文書として、「西楽寺池に係る水利組合員（入会員）名簿」（以下「本件文書」という。）を特定の上、条例第 10 条第 2 号（個人情報）に該当することを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 3 月 31 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 5 月 29 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張趣旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見陳述（平成 23 年 5 月 25 日実施）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### （1）請求の目的について

平成 20 年 10 月 15 日、本件西楽寺池水利権者である異議申立人が東広島地域事務所建設局用地課（以下「用地課」という。）に対し、「西楽寺池の水利権者の特定は如何にして行われたのか」等を尋ねたところ、担当者から「西楽寺池水利

権者名簿（以下「名簿」という。）を基に水利権者を特定した」との回答を得たが、西楽寺池水利組合は権利能力なき社団であり、組合としての正式な名簿を有していない。

しかるに、用地課担当者は「名簿を基に水利権者を特定した」と回答したことから用地課には名簿が存在していることを公言したため、「名簿の存在確認を行い、自分の名が名簿に記載されているか」等の確認を求め、条例の規定に基づき本件請求を行った。

## （２） 本件処分等について

条例第 10 条第 2 号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とされていることから、仮に名簿が存在していたとしたら、開示請求に対し、広島県は条例に基づく基準を厳守している様に見受けられる。

しかしながら、名簿は組合員の異議申立人すら所有していない。言い換えれば、名簿は存在しないのである。

しかるに、用地課の「名簿を所有している」との発言に対し、異議申立人は「名簿の存在確認を行い、自分の名が名簿に記載されているか」等の確認を求め、情報公開を提議し、知る権利を提議したに過ぎない行政文書開示請求の申出を行ったのである。

東広島市が名簿を所有していたか否かは別として、名簿という個人情報に掲載者等の了解なしに東広島市が譲渡した事実、用地課が譲渡を申出、譲渡を受け、保有している行為は個人情報保護に関する法律に違背することは明らかであり、本法律には罰則が科せられており地方公共団体といえども担当者の行為は重大な違法がある。

また、水利組合に名簿が存在していないこと、東広島市は個人情報保護に関する法律を周知していることから、名簿の入手先等に関する担当者からの次の回答は虚偽の可能性がある。

ア 名簿入手時期 平成 20 年 10 月 7 日

イ 名簿入手先 東広島市農村整備課

ウ 名簿を利用することに対し名簿掲載者等の了解の有無 なし

不法に入手した個人情報を「条例第 10 条第 2 号に該当する」として本件処分を行った広島県の決定は、民法第 90 条に違背するばかりか、広島県の行為は県民及び本件当事者に対し広島県の信頼を失墜させるものである。

更に、善良な県民に対し、条例を笠に広島県職員の不法な行為を隠蔽しようとする行為は断罪されるべきである。

上記の事情からも広島県が不法に入手し、所持している名簿は即刻開示されるべきである。

西楽寺池水利組合には存在しない名簿が存在することが用地課には必要だつ

た事実が存在する。用地課は、都市計画道路吉行飯田線街路事業の買収を円滑に進める事情があった。

そのため、「西楽寺池の所有権者をポツダム政令により東広島市である」ことを西楽寺池水利権者に納得させる必要があった。言い換えれば、事業に際し関係者に十分な事業の説明を行う義務があった。そのために名簿の存在を作り、名簿を基に事業の承諾を得ることを企てた。名簿がどのような形式のものか、住所、氏名、年齢、電話番号等が記載されているものか、異議申立人には不明であるが、元来行政は、行政文書に単に氏名が記載されている場合すべて不開示とする傾向があり、日本人の民族的背景が要因の一つと思われるが、名簿は買収を円滑にしようとする用地課の悪意が伺え、その意図を日本の行政の特徴でもある「縦割り行政」を逆手に取った用地課の意図は悪質である。

存在がない名簿を「存在している」との用地課の主張は危険であり、犯罪に発展する可能性があり、早急に行政文書として管理されている名簿の開示を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述（平成23年5月25日実施）で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、西楽寺池水利組合員の氏名、住所、耕作面積、耕作地の所在・地番等の情報が記載されているものであり、これらの情報は、明らかに、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの（以下「個人情報」という。）である。

条例第10条は、行政文書の開示請求者に対する原則開示義務を規定しているが、不開示情報が記録されている場合を除くものとし、その不開示情報の一つとして、同条第2号において個人情報を掲げている。これは、県民の基本的な人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する趣旨によるものである。

本件文書は、まず、条例第10条第2号（以下「第2号」という。）柱書の規定に該当する。

ところで、第2号ただし書においては、法令等の規定により公開されているものなど、明らかに個人のプライバシーの侵害とはならないと考えられるもの、また、生命、財産等を保護する公益上の必要があるものについては、例外的に開示する措置を講じる趣旨から、不開示情報（個人情報）の例外とする開示情報として、①公にされ、又は公にされることが予定されている情報、②人の生命、身体、財産等を保護するため、公にすることが必要な情報及び③公務員等の職務遂行情報が規定されている。

本件文書に対するこの例外規定の該当性について検討してみると、まず、①であるが、現在、法令、慣行等によって公にされているわけではないし、将来公にする予定もないため、該当しない。②についても、本件文書に記載の情報を公にしなければ、人の生命、身体、財産を保護するのに不都合や支障が生じるとは考えられないため、該当しない。③についても、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないため、該当しない。

よって、本件文書は、第2号の規定により、不開示決定処分とされるべきものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が都市計画道路吉行飯田線街路事業の施行に伴い、西楽寺池の敷地の一部を事業用地として必要とすることから取得・作成した「西楽寺池に係る水利組合員（入会員）名簿」である。

当審査会で本件対象文書を見分したところ、平成20年10月7日に東広島市から提供を受けた「西楽寺池水利組合員名簿兼臨時総会出席調」（以下「文書1」という。）及び「西楽寺池水田一覧表」（以下「文書2」という。）並びに実施機関が作成した「西楽寺池水利権者・耕作農地一覧表」（以下「文書3」という。）の3つの文書があった。

実施機関は、本件対象文書がいずれも第2号に該当するとして、不開示決定したと主張する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 部分開示の可否について

実施機関は、本件対象文書に記載されているすべての情報を不開示としているが、条例第11条第1項は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示しなければならない」と規定しており、同条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と定めている。

異議申立人は、口頭による意見陳述において、名簿の存在及び名簿に自分の名が記載されているかどうかなどについて確認する趣旨で本件請求を行ったと説明しており、条例第11条により部分開示をした場合であっても、名簿の存在については確認でき、異議申立人の請求の趣旨の一部は充足することができると考えられることから、部分開示の可否について、以下検討する。

#### (2) 条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号（以下「第2号」という。）は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害

するおそれがあるもの」を、ただし書イからハマまでに該当する情報を除き不開示とすることを規定している。

ア 文書1について

当審査会で文書1を見分したところ、文書1には、日付、表題、項目名、組合員名、臨時総会への出席等の状況及び人数の計が記載されており、溝総代である組合員には※印が表記されていた。

それらの情報のうち、第2号本文に該当する情報は「組合員名」欄に記載される氏名のみであり、この氏名は同号ただし書に該当しないと認められる。

したがって、文書1については、氏名を除いた情報を開示すべきである。

イ 文書2について

当審査会で文書2を見分したところ、文書2には、表題、項目名、所在地、地番、面積及び耕作者名が記載されていた。

「耕作者名」欄に記載されている氏名は、第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと認められる。

地番及び面積は、これを開示すると、不動産登記簿の情報と照合することにより、特定の個人が識別され又は識別され得ることから、第2号本文に該当すると認められる。

しかし、地番及び面積は、不動産登記簿に記載されている事項であり、第2号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当することから、開示すべきである。

それ以外の情報については、第2号本文に該当するとは認められない。

したがって、文書2については、「耕作者名」欄に記載されている氏名以外の情報を開示すべきである。

ウ 文書3について

当審査会で文書3を見分したところ、文書3には、表題、項目名、番号、耕作者氏名・住所、耕作農地に係る市・町・大字・丁目・字・地番・公簿地目・かんがい面積・かんがい面積総合計、図面番号及び登記簿上の土地所有者の氏名・住所が記載されており、「備考」欄の一部には特記事項の記載があった。

耕作者の氏名及び住所並びに「備考」欄に記載されている情報は、第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと認められる。

登記簿上の所有者の氏名及び住所は、第2号本文に該当するが、不動産登記簿に記載されている事項であり、第2号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当することから、開示すべきである。

耕作農地に係る字及び地番は、これを開示すると、不動産登記簿の情報と照合することにより、特定の個人が識別され又は識別され得ることとなることから、第2号本文に該当すると認められる。

しかし、耕作農地に係る字及び地番は、不動産登記簿に記載されている事項

であり、第2号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当することから、開示すべきである。

それ以外の情報については、第2号本文に該当するとは認められない。

したがって、文書3については、耕作者の氏名及び住所並びに「備考」欄に記載されている情報以外の情報を開示すべきである。

### **3 その他**

異議申立人が主張する、実施機関の業務に対する意見等については、本件処分の妥当性とは無関係であるため、当審査会の審査の対象としない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 6. 24	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 2. 18	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 2. 22	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 2. 17 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 5. 25 (平成 23 年度第 2 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 6. 22 (平成 23 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 （ 部 会 長 ）	弁護士